

議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）より、審議事項(4)-1に基づき、金融商品専門委員会における検討スケジュールについて説明がなされ、引き続き IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」に対する当委員会のコメント案について、全般事項の説明がなされた後、板橋専門研究員より個々の質問に対するコメント案について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

（純利益の意義・リサイクリングについて）

- ・ ある委員から、IASB サイドで、リサイクリングに関する問題を財務諸表の表示プロジェクトから切り離される個別のプロジェクトではなく、個別の基準で扱うべきとされた場合の対応を検討しておく必要があり、その場合 IASB のリサイクリングにより利益が二重計上されるとの根拠は不十分であると主張すべきとの意見があった。また、純利益と包括利益の双方を表示する場合には、リサイクリングのシステムがないと純利益の情報価値が失われるという主張など、リサイクリングが必要とされる論拠をもう少し明確化すべきとの意見があった。これに対し事務局からは、リサイクリングの問題に関しては円卓会議の結果も踏まえ、IASB との共同会議において議論したいとの説明がなされた。
- ・ さらに別の委員から、受取配当金については純利益とすることが整合的と思われるが、処分損益を純利益に含めることが投資家からみて有用なのか疑問であるとの意見があった。これに対し事務局からは、この点は IASB との共同会議で議論を予定する点であるが、処分損益だけ純利益に含めるべきでないということになると日本の純利益の概念から乖離が生じるのではないかと説明がなされた。また、株式の処分には利益の操作性があるともいわれており、その点についての投資家の懸念も理解できるが、例えば、リサイクリングした金額を開示することにより、背景にある企業行動の理解に繋がるとの説明がなされた。これに対し当該委員から、リサイクリングして純利益に含めた処分損益をアナリストが除いて計算し直せばいいという主張はあまり説得的ではないとの感想が述べられた。
- ・ これについて別の委員から、純利益に含まれるものすべてが有用な情報ではなく、将来予測に役立つのは経常的で持続可能なものである必要があり、金融資産の売却損益には意義が乏しいという会計学の実証研究もあるため、上記で述べられた委員の懸念については理解できるとのコメントがあった。さらに、純利益を補完する情報を出せばよいとの主張は、かえって包括利益に一本化する IASB の意見を支持することにも繋がりにくいとの意見があった。

（再分類の取扱いについて）

- ・ ある委員から、再分類禁止の提案については当委員会として同意しないという理解でよいとの質問がなされた。これに対し事務局からは、IASB の公開草案では事業モデルに基づくこととされているが、その事業モデルを大きく転換した場合にまで再分類を禁止することは実態を表さないこととなるため、そのような場合には再分類を認めるべきで

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はないかとの主張であると説明がなされた。

- これについて同委員から、「事業モデルの転換」はそれなりの頻度で発生するというイメージがあるため、「極めて稀な場合」よりも要件が緩和されたとも考えられるが、当委員会の実務対応報告第 26 号の見直しの方向性が示されたものと捉えられる可能性もあるため、当該質問にはコメントしない方がいいのではないかとの意見があった。一方、複数の委員からは、事業モデルの転換があったにもかかわらず、会計基準が再分類を認めないのは有用性の観点で問題があり、再分類を認めるようコメントすべきとの意見が述べられた。

(最優先以外のトランシェの取扱いについて)

- ある委員から、コメント案では、最優先のみを基本的な貸付金の特徴を有するとすることに同意せず、対案として、実際キャッシュ・フローが著しい変動に晒されているかどうかを規準とすることを提案しているが、そのような規準が現実的に機能するかどうか疑問であるとの懸念が示された。これに対し事務局からは、劣後の貸付金と、それと同様の信用リスクの性質を持つ証券化商品の取扱いが異なるのは、実質を考えた場合に違和感を覚えるとして、IASB には公開草案で用いられている文言の内容を明らかにしつつ目安を設けて欲しいというのがコメントの趣旨であるとの説明がなされた。さらに同委員から、この議論は SPE を使った証券化などで問題となるものと理解しているが、証券化商品とその SPE の資産全体の信用リスクとを比較してレバレッジの有無を判断する規準も考えられるのではないかとの提案があった。また別の委員から、キャッシュ・フローの信頼性を規準とする考え方や、規準を緩和しすぎるとリスクの高いものまで償却原価の分類とされる可能性もあるためコメントの仕方に留意すべきとの意見もあった。これに対し事務局からは、専門委員会においても商品全体の平均利回りを比較する考え方もあるのではないかとの意見があったが、各資産プールの性質により利回りが高いものも低いものもあり得ると考えられるためコメント案には含めていない旨、また、意見を踏まえ、さらに検討する旨説明がなされた。

(契約金利に基づく管理について)

- ある委員から、コメント案において、高度なリスク管理を行っているほど分類の判断が難しくなるという表現があるが、高度なリスク管理は当然のことであり、それが判断に影響するというのは違和感がある。むしろ問題なのは、収益の操作が行われる余地があるかないかが問題なのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、契約金利に基づく管理の判断が難しいためガイドラインが必要との趣旨であり、意見を踏まえ表現ぶりを検討する旨の説明がなされた。

(債券についての OCI の表示について)

- ある委員から、将来、保険負債に現在価値ベースでの測定が導入された場合に大きなミスマッチが生じる可能性があるため、債券について OCI の表示を残すべきとの意見があった。これに対し事務局からは、保険負債とのミスマッチの問題まで取り扱うと検討の範囲が広がってしまう旨、また、IASB の保険プロジェクトで結論が出ていない事項を踏

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

まえてコメントするのは難しい旨の説明がなされ、特定の業界の問題でもあるので、IASB に対し業界からコメントを出してほしい旨の説明がなされた。

引き続き、小田専門研究員より、IASB 公開草案「公正価値測定」に対する当委員会のコメント案について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のよう
なものであった。

(公正価値について)

- ・ ある委員から、コメント案では企業結合の取得原価の配分の際に一律に入口価格を用いることを提案しているように見えるが、金融商品についても出口価格ではなく入口価格で評価すべきと主張しているのかとの質問がなされた。これに対し事務局からは、一律に出口価格とするのではなく、有形固定資産などのように入口価格を用いる場合があるのではないかという趣旨であり、その点が明確になるように表現ぶりを検討する旨の回答がなされた。

(公正価値の開示について)

- ・ ある委員から、米国会計基準では貸借対照表上において公正価値で計上されているものが公正価値開示の対象とされているが、IASB の公開草案では公正価値が注記されているものも対象とされており、レベル 3 の開示の拡充の議論も踏まえると財務諸表作成者にとって相当の負担となることを踏まえると、米国会計基準と同範囲の開示にとどめることが望ましいと明確に主張すべきとの意見があった。これに対し事務局からは、この点に関し当委員会から論点整理を公表し意見を募集している段階であることから、論点整理を超えた主張を行うことは困難と考えている旨の回答がなされた。

以 上